

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 7 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

主に歯科の入院患者を受け入れる病棟の重症度、医療・看護必要度の
取扱い及び審査支払機関への情報提供等の対応について

一般病棟等における重症度、医療・看護必要度（以下「必要度」という。）については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 5 号厚生労働省保険局医療課長通知）により、その取扱いをお示ししてきたところ。

今般、主に歯科の入院患者を受け入れる病棟における必要度の取扱いについて、「主に歯科の入院患者を受け入れる病棟の重症度、医療・看護必要度の取扱いについて」（令和 7 年 8 月 7 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）により、「評価を行う入院患者のうち、歯科の患者の割合が 8 割以上の病棟における必要度の評価方法については、必要度Ⅰを用いて評価を行って差し支えない。なお、評価の結果が引き続き当該施設基準を満たすとともに、令和 7 年 9 月 1 日までに届出を受理した場合は、令和 6 年 6 月 1 日に遡って算定できるものとする。」とされたことを踏まえ、保険医療機関等からの施設基準の届出及び審査支払機関への施設基準の情報提供等に係る対応を下記のとおりとしたので、その取扱いについて遺漏なきよう御対応をお願いするとともに、貴管下の保険医療機関等に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 地方厚生（支）局における審査支払機関への施設基準の情報提供等に関する事項

- (1) 令和 7 年 9 月 1 日（月）までに受理した一般病棟等における必要度が施設基準の要件となっている入院基本料等の届出については、令和 7 年 10 月請求に間に合うよう、審査支払機関へ情報提供を行うこと。
- (2) 審査支払機関から施設基準に関する照会があった場合は速やかに対応すること。
- (3) (1) の期日等については、地方厚生（支）局と審査支払機関において、必要に応じ、地域の実情を踏まえた調整を行うこと。